

## 連絡先

中部運輸局静岡運輸支局

下田海事事務所

担当：船員労務官 安田

(電話)0558-22-0517

**船員法違反の疑いによる書類送検について**  
**【船員のクレーン労働災害】**

平成30年8月10日 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局下田海事事務所は、本日、下記のとおり中田建設株式会社他1名を船員法違反の疑いで静岡地方検察庁下田支部に書類送検した。

## 1. 被疑者

(1) 中田建設株式会社（本社、兵庫県姫路市）

(2) 船長兼安全担当者A（男性 40歳）

## 2. 違反容疑条文

## 船員法違反

船員法第81条1項【安全衛生】

船員労働安全衛生規則第18条第1項【接触からの防護】

船員法第130条【罰則】

船員法第135条第1項【両罰規定】

※両罰規定は（1）の被疑者のみ

## 3. 事件の概要

(1) 平成29年11月20日、三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島港で中田建設(株)が所有する船の甲板上において、船首クレーンを使用して荷役中している最中に、男性一等機関士（64）がクレーンに挟まれて死亡する労働災害が発生した。

(2) 船員労働安全衛生規則では、動力機械等からの接触からの防護措置を定め、接触する恐れのある箇所には囲い、手すりを設けることになっている。当局の災害調査の結果、今回手すりは一部設置されていたが、安全措置が不十分であると判断し、法人らを書類送検するものである。

(3) 労災発生地は、三重県であるが、都合により災害調査は静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須港の入港中に実施したため当事務所の事件取扱いとなった。

(4) 関係条文は別紙のとおり

## 別紙 関係条文

### 船員法【安全及び衛生】

#### 第81条1項

船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

#### 第130条【罰条】

船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百十二条第二項、第一百十七条の二第一項、第一百十七条の三第一項、第一百十八条第一項、第一百十八条の二、第一百十八条の三若しくは第一百十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

#### 第135条1項【両罰規定】

船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三百一条まで、第三百十二条第一号又は第三百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

（国土交通省令で定める事項）

### 船員労働安全衛生規則

#### 第18条【接触等からの防護】

船舶所有者は、機械又は動力伝導装置の回転軸、歯車、はずみ車、調車その他の運動部分で通常の作業の際に接触するおそれのあるものには、囲い、手すり、おおい又は踏切橋を設けなければならない。

以上